

愛媛労働局発表  
令和2年10月30日

【照会先】

愛媛労働局労働基準部監督課  
監督課長 松本 城二  
監察監督官 三浦 弘之  
電話 089(935)5203 内線 451・452

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和元年の監督指導等の状況について

### ～実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは72.6%～

愛媛労働局（局長 縄田英樹）は、このたび、管下5労働基準監督署において、令和元年に技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導等の状況について取りまとめました。（別紙参照）

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施者では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

こうした中、愛媛労働局は、実習実施者に対し、監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

### 令和元年の監督指導・送検の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した201事業場（実習実施者）のうち146事業場（72.6%）。
- 主な違反事項としては、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（21.9%）、②労働時間（20.9%）、③賃金台帳の調整（19.4%）、④割増賃金の支払（18.9%）、⑤労働条件の明示（14.4%）の順に多かった。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは2件。

愛媛労働局は、実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対処していきます。

【別紙】外国人技能実習生の実習実施者に対する令和元年の監督指導、送検の状況

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する令和元年の監督指導、送検の状況

## 1 監督指導の状況

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年
監督指導実施事業場数		232	254	201
違反事業場数		159	168	146
違反事業場割合		68.5%	66.1%	72.6%
主 な 違 反	労働基準法第 15 条 (労働条件の明示)	33	36	29 (14.4%)
	労働基準法第 24 条 (賃金の支払)	23	20	16 ( 8.0%)
	労働基準法第 32 条 (労働時間)	60	41	42 (20.9%)
	労働基準法第 37 条 (割増賃金の支払)	58	43	38 (18.9%)
	労働基準法第 89 条 (就業規則の作成・届出)	21	15	17 ( 8.5%)
	労働基準法第 108 条 (賃金台帳の調製)	7	19	39 (19.4%)
	労働基準法第 96 条 (寄宿舎基準 安全・衛生)	3	7	9 ( 4.5%)
	労働安全衛生法第 20～25 条 (安全関係)	38	31	44 (21.9%)
	労働安全衛生法第 20～25 条 (衛生関係)	10	11	6 ( 3.0%)
	労働安全衛生法第 66 条 (健康診断)	16	13	13 ( 6.5%)
	最低賃金法第 4 条 (最低賃金の効力)	3	0	4 ( 2.0%)

※違反は技能実習者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

※違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない。

※最低賃金法第 4 条は、約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る。

## 2 送検の状況 (過去 3 年分)

	件数	違反条文	あらまし
平成 29 年	5 件	安衛法 100 条	労災かくし (技能実習生が被災)
		安衛法 61 条	技能実習生の玉掛けの無資格就労
		労基法第 32 条	技能実習生に対する違法な長時間労働
		労基法第 32 条	技能実習生に対する違法な長時間労働
		労基法第 32 条	技能実習生に対する違法な長時間労働
令和元年	2 件	最賃法第 4 条	技能実習生に対する賃金不払い
		最賃法第 4 条	技能実習生に対する賃金不払い